

米価の安定対策を求める意見書

米生産を揺るがす今年の米価下落は、農家経営のみならず、地域経済にも重大な影響をもたらすもので、世論に押されて政府も「緊急対策」を講じざるをえない事態となりました。

この間の米価下落は、政府が十分な備蓄米の購入を行わないばかりか、買い入れにあたって一般入札価格を大幅に下回る価格で買い入れ、古米を超安値で市場に放出して市場をかく乱してきたことにあります。同時に、政府が「米改革」で米の流通責任を放棄したために、大手スーパーや大手外食産業、大手米卸が買ったたきと価格破壊を行ってきたことにあります。

こうした米価下落の根本原因からみるなら、政府の短期による「緊急対策」だけでは生産者が安心して米を生産し、国民に安定的供給を保障するものではありません。

国際的に食料事情が悪化しているもとで、稲作の安定生産と、食料自給率の向上が急務であり、「緊急対策」にとどまることなく、抜本的な米価安定対策が不可欠です。

以上の趣旨から、下記の事項の実現を求めます。

記

- 1 「緊急対策」を実効あるものにするため、政府米の買い上げを一刻も早く実施すること。また、生産コストを下回らない水準で買い上げること。
- 2 備蓄水準を現在の 100 万トンから 200 万トンに増やし、備蓄の役割を終えた古米混入を主食以外の用途に振り向けるシステムに変更すること。米価に影響を与え、食味の悪さから米の消費離れを引き起こしているクズ米を規制するため J A S 法を改正すること。
- 3 ミニマムアクセス米のスタート時に国民に約束した「閣議了解」を厳守し、10 万トンに及ぶ S B S 米の主食用販売を中止すること。米価の引き下げ要因となっている 200 万トン近いミニマムアクセス米の在庫を一掃するとともに、ミニマムアクセス米の輸入数量を大幅に削減すること。
- 4 政府は、生産調整目標を達成しない都道府県や地域に「他の補助金等の採択や配分について考慮する」というペナルティーの復活をやめること。生産調整の実施にあたっては飯米農家を除外するとともに、自給率の低い作物の生産振興に誘導することを基本とし、生産者団体まかせをやめて政府の責任で行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 18 日

福島県伊達市議会議長 滝澤 福吉

内閣総理大臣
農林水産大臣 様

